

核燃料物質使用変更承認申請書（特別核燃料貯蔵室）と保安規定改定案の対比表

京都大学複合原子力科学研究所核燃料物質使用変更承認申請書（特別核燃料貯蔵室）	使用施設保安規定 改定案
1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	申請書のとおり
2. 使用の目的及び方法	<p>（臨界管理）</p> <p>第32条 核燃料部長は、核燃料物質の使用等に際していかなるときにおいても、臨界に達しないよう管理する。</p> <p>2 核燃料物質の使用等に係る臨界管理は、管理する区域又は設備区分を設定し、質量管理によりこれを行う。質量管理に係る取扱制限量は、それぞれ別表第9のとおりとする。</p> <p>3 核燃料部長は、貯蔵室に核燃料物質を受け入れる場合は、受入れ後の在庫量が別表第9に掲げる取扱制限以下であることを確認を行う。</p> <p>（核燃料物質の貯蔵）</p> <p>第34条 核燃料部長は、貯蔵室において別表第10に示す年間予定使用量以上の核燃料物質を保管してはならない。</p> <p>2 核燃料部長は、貯蔵室に核燃料物質の種類、貯蔵量、注意事項、その他保安上必要な事項を掲示する。</p> <p>3 核燃料部長は、核燃料物質を搬入する場合その他必要がある場合を除き、貯蔵室には、施錠又は立入制限の措置を講じる。</p> <p>別表第9および別表第10</p>
3. 核燃料物質の種類	<p>（核燃料物質の貯蔵）</p> <p>第34条 核燃料部長は、貯蔵室において別表第10に示す年間予定使用量以上の核燃料物質を保管してはならない。</p> <p>2 核燃料部長は、貯蔵室に核燃料物質の種類、貯蔵量、注意事項、その他保安上必要な事項を掲示する。</p> <p>3 核燃料部長は、核燃料物質を搬入する場合その他必要がある場合を除き、貯蔵室には、施錠又は立入制限の措置を講じる。</p>
4. 使用の場所	<p>（適用範囲）</p> <p>第2条 本規定は、京都大学複合原子力科学研究所（以下「研究所」という。）特別核燃料貯蔵室（以下「貯蔵室」という。）において、保安に係る運用に関して適用する。</p>
5. 予定使用期間及び年間予定使用量	<p>（臨界管理）</p> <p>第32条 核燃料部長は、核燃料物質の使用等に際していかなるときにおいても、臨界に達しないよう管理する。</p> <p>2 核燃料物質の使用等に係る臨界管理は、管理する区域又は設備区分を設定し、質量管理によりこれを行う。質量管理に係る取扱制限量は、それぞれ別表第9のとおりとする。</p> <p>3 核燃料部長は、貯蔵室に核燃料物質を受け入れる場合は、受入れ後の在庫量が別表第9に掲げる取扱制限以下であることを確認を行う。</p> <p>（核燃料物質の貯蔵）</p> <p>第34条 核燃料部長は、貯蔵室において別表第10に示す年間予定使用量以上の核燃料物質を保管してはならない。</p>

京都大学複合原子力科学研究所核燃料物質使用変更承認申請書（特別核燃料貯蔵室）	使用施設保安規定 改定案
	<p>2 核燃料部長は、貯蔵室に核燃料物質の種類、貯蔵量、注意事項、その他保安上必要な事項を掲示する。</p> <p>3 核燃料部長は、核燃料物質を搬入する場合その他必要がある場合を除き、貯蔵室には、施錠又は立入制限の措置を講じる。</p> <p>別表第9および別表第10</p>
6. 使用済燃料の処分の方法	該当なし
7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備	該当なし
8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備	<p>（適用範囲）</p> <p>第2条 本規定は、京都大学複合原子力科学研究所（以下「研究所」という。）特別核燃料貯蔵室（以下「貯蔵室」という。）において、保安に係る運用に関して適用する。</p> <p>（管理区域）</p> <p>第13条 研究所における核原料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（令和2年原子力規制委員会告示第7号別表第三。以下「告示」という。）第1条に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域（別図第2に掲げる区域）を管理区域とする。</p> <p>2 核燃料管理室長は、前項に定める管理区域を、壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることにより明らかに他の場所と区別する。</p> <p>（周辺監視区域）</p> <p>第17条 周辺監視区域は、別図第3に掲げる区域とする。</p> <p>2 中央管理室長は、前項の周辺監視区域境界に柵を設けるか又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p> <p>（臨界管理）</p> <p>第32条 核燃料部長は、核燃料物質の使用等に際していかなるときにおいても、臨界に達しないよう管理する。</p> <p>2 核燃料物質の使用等に係る臨界管理は、管理する区域又は設備区分を設定し、質量管理によりこれを行う。質量管理に係る取扱制限量は、それぞれ別表第9のとおりとする。</p> <p>3 核燃料部長は、貯蔵室に核燃料物質を受け入れる場合は、受入れ後の在庫量が別表第9に掲げる取扱制限量以下であることの確認を行う。</p> <p>（核燃料物質の貯蔵）</p> <p>第34条 核燃料部長は、貯蔵室において別表第10に示す年間予定使用量以上の核燃料物質を保管してはならない。</p> <p>2 核燃料部長は、貯蔵室に核燃料物質の種類、貯蔵量、注意事項、その他保安上必要な事項を掲示する。</p> <p>3 核燃料部長は、核燃料物質を搬入する場合その他必要がある場合を除き、貯蔵室には、施錠又は立入制限の措置を講じる。</p>
9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備	第37条 貯蔵室において、固体及び液体の放射性廃棄物の廃棄を行ってはならない。